

境港管理組合告示第 17 号

平成 29 年度及び平成 30 年度において境港管理組合が発注する建設工事（建設業法（昭和 24 年法律第 100 号。以下「法」という。）第 2 条第 1 項に規定する建設工事をいう。以下同じ。）の一般競争入札（地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号）の適用を受けるものを除く。以下同じ。）又は指名競争入札に参加する者に必要な資格（以下「入札参加資格」という。）、その登録申請手続等について次のとおり定めたので、告示する。

平成 28 年 12 月 1 日

境港管理組合管理者 平井 伸治

1 入札参加資格

入札参加資格は、入札への参加を希望する建設工事の種別（鳥取県属地工事は別表 1、島根県属地工事は別表 2 に定めるところによる。以下「希望工種」という。）ごとに、次に掲げる要件を満たす者に対して付与する。

(1) 平成 29 年度及び平成 30 年度において鳥取県又は島根県の建設工事に係る入札参加資格を有している者であること。

2 申請手続

(1) 提出書類

入札参加資格の付与を受けようとする者は、次に掲げる書類を提出すること。

ア 平成 29・30 年度境港管理組合建設工事入札参加資格登録申請書（様式第 1 号）

イ 登録通知書返信用封筒（長形 3 号封筒に宛先を記入し 82 円切手を貼付すること。）

ウ 入札の参加等の権限の委任状（県外に本店を有する者であって、年間を通じて委任する場合に限る。）

エ 工事を希望する属地により必要とする書類

(ア) 鳥取県属地工事を希望する者

a 鳥取県に提出した「平成 29・30 年度鳥取県建設工事入札参加資格審査申請書（鳥取県様式第 1 号）」の写し

b 鳥取県に提出した「入札参加資格希望票（鳥取県様式第 2 号）」の写し（ただし、境港管理組合の建設工事において希望しない工種がある場合は、該当欄に「×」を朱書すること。）

(イ) 島根県属地工事を希望する者

島根県に電子申請により申請を行った「入力内容確認」又は「申請内容照会」画面をプリントアウトしたもの。（ただし、境港管理組合の建設工事において希望しない工種がある場合は、該当欄に「×」を朱書すること。）

(2) 提出期間、時間及び認定時期

ア 平成 29 年 4 月認定

平成 28 年 12 月 1 日（木）から平成 29 年 2 月 28 日（火）までの日（境港管理組合の休日定める条例（平成元年境港管理組合条例第 7 号）に規定する境港管理組合の休日（以下「休日」という。）を除く。）の午前 9 時から午後 5 時まで。

イ 平成 29 年 7 月認定

平成 29 年 5 月 1 日（月）から平成 29 年 5 月 31 日（水）までの間（休日を除く。）の午前 9 時から午後 5 時まで。

ウ 平成 29 年 10 月認定

平成 29 年 8 月 1 日（火）から平成 29 年 8 月 31 日（木）までの間（休日を除く。）の午前 9 時から午後 5 時まで。

（3）提出方法

（4）の提出先に持参し、又は郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律（平成 14 年法律第 99 号）第 2 条第 6 項に規定する一般信書便事業者又は同条第 9 項に規定する特定信書便事業者（以下「信書便事業者」という。）による同条第 2 項に規定する信書便（以下「信書便」という。）により提出すること。

なお、郵便又は信書便による提出は、書留郵便又は信書便事業者の提供する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものによることとし、（2）の提出期限の末日までに到着したものに限り受け付ける。

（4）提出先

境港管理組合総務課

（〒684-0004 鳥取県境港市大正町 215 電話番号 0859-42-3705）

（5）資格に係る変更届

提出した書類の内容に変更を生じた場合は、次に掲げる書類を速やかに提出すること。

ア 平成 29・30 年度境港管理組合建設工事入札参加資格登録申請事項変更届（様式第 2 号）

イ 入札参加等の権限の委任状（ただし、登録申請時に提出したものに変更がある場合。）

ウ 建設工事の属地により必要とする書類

（ア）鳥取県属地建設工事の入札参加資格を有する者

鳥取県に提出した平成 29・30 年度鳥取県建設工事入札参加資格審査申請事項変更届

（一般）（鳥取県様式第 14 号）の写し

（イ）島根県属地建設工事の入札参加資格を有する者

島根県に電子申請により変更申請を行った「入力内容確認」画面をプリントアウトしたもの。

エ 変更内容により、別途依頼する書類

3 更生会社又は再生会社の入札参加資格

平成 28 年 10 月 1 日以降に会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）による更生手続開始の決定が行われた者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）による再生手続開始の決定が行われた者については、当該更生手続開始の日又は当該再生手続開始の日を審査基準日として入札参加資格を付与するものとする。この場合において、その者に既に入札参加資格が付与されているときは、入札参加資格の再認定を申し出なければならない。

4 入札参加資格登録の結果通知

入札参加資格登録の結果については、文書により通知する。